

# 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会

## 文献賞表彰マニュアル

平成 25 年 11 月 25 日 制定

### (総則)

第 1 条 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会（以下、本学会）表彰規程第 6 条の定めに基づき、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会における文献賞の詳細を定める。

### (目的)

第 2 条 本学会の定款 3 条に定める目的の達成を図るために文献賞を選定、授与するための手続きを定める。

### (表彰の対象となる行為)

第 3 条 プロジェクトマネジメントで実務的、実践的な事例の紹介、あるいは、提案で顕著な業績をあげた個人に授与する。

2 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会の正会員に限り授与する。

3 顕彰の対象およびその目的、行為が公序良俗に反しないことを事実によって開示できない場合は、これを表彰しない。

### (審査組織)

第 4 条 文献賞の審査組織には以下を置く。

(1) 本学会の常設委員会たる表彰委員会の委員長は、文献賞の審査に関する以下の手続きを含む全ての事務手続きを統括する。

1) 文献賞の審査指針を作成する。

2) 論文審査・編集委員会（編集担当）を中心に文献賞選考委員（理事会承認）を選定する。

3) 文献賞選考委員からの選定結果に基づき、推薦文献についての審査および理事会承認の取得、表彰を行う。

(2) 表彰委員会より選定された文献賞選考委員は下記を実施する。

1) 審査指針に基づき本学会論文誌の「解説記事」の中から、毎号の学会誌担当編集者が中心となり、1、2編の受賞候補文献を選定

2) 表彰委員会への選定結果報告

### (審査指針)

第 5 条 文献賞選考委員は、下記文献賞審査指針に基づき、対象文献の選定、推薦を行う。

#### 【文献賞審査指針】

・プロジェクト/プログラム/ポートフォリオマネジメントで実務的、実践的な事例の紹介、あるいは、提案で顕著な業績をあげた者（正会員）。

・対象となる業績は、最近 1 年間に本学会論文誌に掲載された解説記事とする。

(審査および表彰)

第6条 審査は毎年11月に開始し、表彰は翌年3月の研究発表大会で行なう。

2 受賞の事実を証す書面は、学会長、表彰委員会委員長の2名の連署により発行する。

(守秘義務)

第7条 文献賞の審査に係わる者は、当該受審者または受審団体の許可無くその申請の事実、審査の過程で知り得たことを口外してはならない。

附則

1. 平成25年11月25日 神田雄一 表彰委員会委員長 制定